認定こども園様似町立幼児センター

非常災害対策計画

1 計画の適用施設名、所在地等

- (1) 施 設 名 認定こども園様似町立幼児センター
- (2) 所 在 地 様似町錦町1番地の1
- (3) 電 話 番 号 0146-36-3521
- (4) FAX 番号 0146-36-2203
- (5) メールアドレス samani. youji@blue. ocn. ne. jp

2 計画の目的

この計画は、次の非常災害における「認定こども園様似町立幼児センター」の園児等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

- (1)火災
- (2)地震
- (3)風水害(洪水・内水・高潮)
- (4) 土砂災害
- (5)津波被害
- (6)火山災害
- (7)その他災害による安全確保が必要な事項

3 計画の報告

次に該当する計画を作成または、必要に応じて見直し・修正したときは、様似町役場の防災担当課へ報告するものとする。

ただし、火災に係る計画(消防計画)については、消防法施行規則第3条に基づき、消防署長へ届け出を行うものとする。

- (1)風水害(洪水・内水・高潮)~水防法第15条の3第1項に基づく計画
- (2) 土砂災害~土砂災害防止法第8条の2に基づく計画
- (3)津波災害~津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づく計画
- (4)火山災害~活動火山対策特別措置法第8条に基づく計画

3-1 計画の適用範囲

この計画は、本施設の勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休	:日
	利用者	職員	利用者	職員
昼 間	約90名	約35名	約20名	<u>約6名</u>
夜 間	<u>0名</u>	<u>0名</u>	<u>0名</u>	<u>0名</u>

4 施設の立地条件

(1)施設等の立地条件

様似市街地は海岸線に位置しており、当施設は様似川堤防沿いに面した海抜3.8mの場所に建設されております。

国が行う中央防災会議における令和3年の報告書では、十勝沖、三陸沖北部、根室沖・釧路沖で大きな地震が発生した場合、大きな地震動をもたらすものと予想されており、このような大地震に伴う津波や今般の異常気象による大雨により様似川が氾濫した場合は、甚大な被害を受けるおそれがあると推測される。

また、北海道による津波浸水想定(令和3年度)によると、当施設の所在する地域は、10m以上の浸水地域と 予測されている。

【位置関係図】



(2)周辺地区の過去の災害発生状況

様以町地域防災計画(以下、防災計画)第2章第2節の4「災害記録」を参照。

(3)災害危険区域等の該当の有無

洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域

- (4)上記の立地条件から予測される災害の危険性
 - 暴風雨災害

本町の暴風災害は、低気圧に伴う集中豪雨によるものが、7月から9月にかけて多く発生し、河川の増水やがけ崩れ等による被害は、家屋、農業、十木へと甚大になることがある。

• 地震被害

本町では、昭和27年3月、昭和43年5月の十勝沖地震、昭和57年3月の浦河沖地震、そして平成15年十勝沖地震を経験しており、特に平成15年十勝沖地震でのマグニチュード8.0の被害地震では、道路や家屋にも被害が及んでおり、北海道のなかでも地震の多く発生する地域となっている。

• 津波被害

平成23年3月11日、三陸沖を震源に発生したマグニチュード9.0を記録した東北太平洋沖地震においては、本町では震度4を観測している。地震発生直後に大津波警報が当地域に発表されたことから、海岸沿いの全地域1,700世帯、3,800人に避難勧告を発令、また地震発生44分後には大津波警報が発表となったため、避難指示に切り替えている。

中央防災会議による日本海溝・千島海溝で発生する海溝型地震についての検討結果によると、本町では震度 6強の地震に襲われると想定されるとともに、最大18.5mの津波が来襲すると想定されている。

5 施設等の構造・設備

項目	内 容	状態確認年月日・改善策
構造・階層	 鉄筋コンクリート1階建	H6年3月(新築:保育園側)
(再起*)宿僧		H8年2月(新築:幼稚園側)
自動火災通報設備	NOHM I 型式 FAPJ105N	毎年点検(委託)
非常警報設備	松下電工 型式 FF90053	毎年点検(委託)
消火器具	粉末ガス(加圧式)16本	毎年点検(消防)

6 災害に関する情報の入手方法

防災計画に基づく、様似町災害対策本部からの情報が伝達される体制を構築する。

7 災害時の職員の初動

防災計画に基づき職員の動員を行う。また、職員連絡網及び園児保護者連絡網については別に作成するものとし、随時更新する。

8 避難を開始する時期及び判断基準

・ 避難開始時期の判断基準

防災計画に基づき、様似町災害対策本部の指示により避難するものとする。 ただし、津波警報又は大津波警報発令時は様似町災害対策本部の指示を待たず避難を開始する。 また、注意報及び警報の発表等により災害等の可能性が高いと判断できる場合は、園を休園する。

9 避難場所

指定避難場所とその他緊急避難場所

防災計画及び認定こども園様似町立幼児センター消防計画による避難場所に避難するものとする。また、大津波警報発令の場合は、状況等により以下のとおりとする。

- (1) 園バス、教育委員会バスに分乗し、田代研修センターまで避難する。
- (2) バスでの避難が行えない時は、せせらぎ橋を安全に通行できる場合は岡田共立興産高台へ、通行できない場合は様似町役場3階以上まで徒歩で避難する。
- (3) 散歩等、戸外の活動中に避難が必要な場合、岡田共立興産駐車場(栄町高台)まで避難する。

10 避難経路

別紙、【参考】「認定こども園様似町立幼児センター 避難経路」のとおりとする。

11 避難方法

園児は徒歩及び通園バス、教育委員会バスにより指定の避難場所に避難するものとする。

- ※【別表3】「時間帯別避難行動手順確認表」を参照。
- ※【別表4】「台風・風水害時の対応」を参照。
- ※【別表5】「災害発生に伴う通行止め等の緊急時における通園バスの登降園運行について」を参照。

12 災害時の人員体制、指揮系統

防災計画第3章第2節災害対策本部の組織の別表1「本部組織の系統図」、「幼児センター班の役割」、別表2、第3節 職員の動員配備の1「非常配備体制」に基づき体制を整備するとともに、園児の避難については、園長が参集職員を指揮し避難にあたるものとする。

13 停電・断水時の対応

長時間の停電、断水等が発生した場合は園を休園するものとし、速やかに保護者へ連絡を行うものとする。また、必要に応じて指定の避難場所へ避難するものとする。

14 関係機関との連携体制

様似町災害対策本部との連携により情報の入手及び避難等を行う体制を整備する。

※【参考】関係機関等の電話番号を参照。

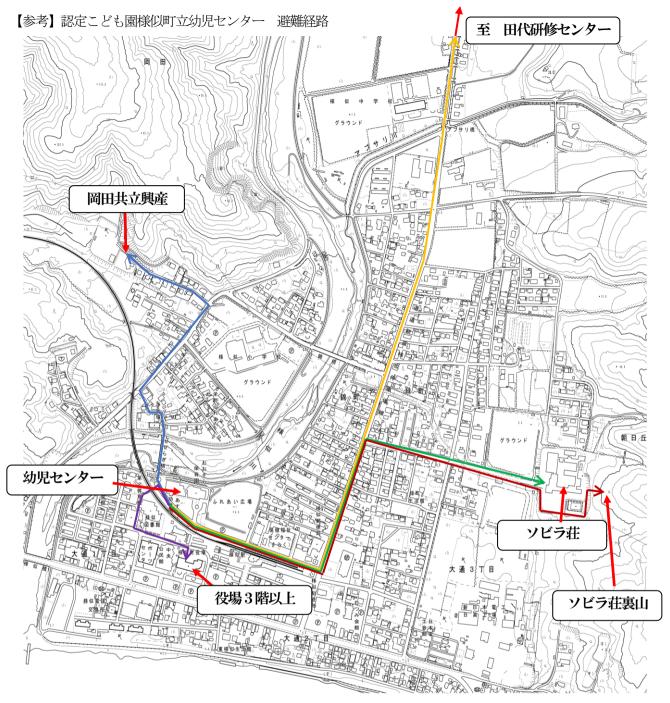
15 避難訓練及び防災教育

- ・年12回の避難訓練及び防災教育を実施する。※別表10「避難訓練予定表」を参照。
- ・なお、訓練を実施した場合は「実施日時」、「実施場所」、「想定した災害の種別」、「訓練の種類と内容」、「訓練参加者と参加人数」などを町防災部局へ報告する。

16 避難や誘導に係る持ち出し物品等に当について

避難を要する場合については、避難リュック(非常食、水)、救急セット及び保護者への連絡用名簿を持参し避難するものとする。※【参考】非常時の持ち出し物品リストを参照。

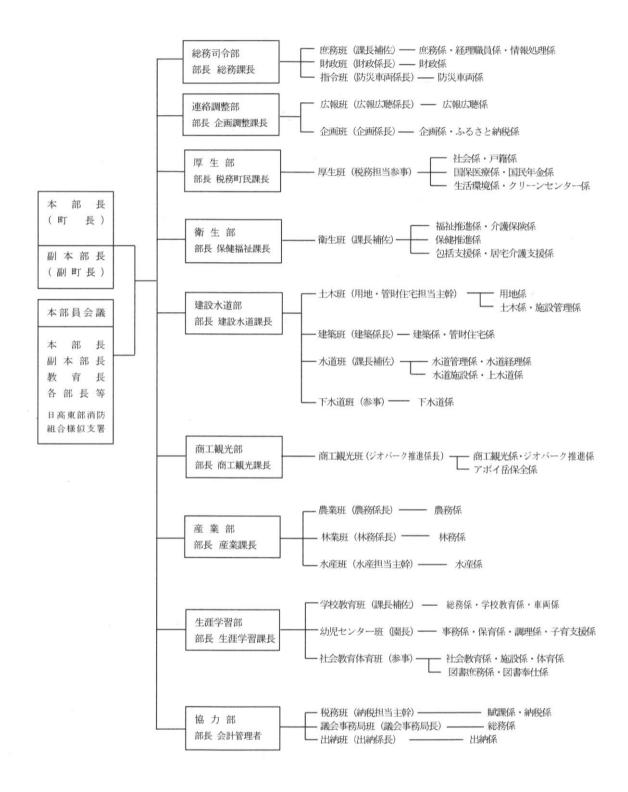
附則 この計画は、令和2年9月1日から施行する。



<参考:各避難場所の標高>

- 幼児センター 3.8m
- •岡田共立興産高台 26m以上
- ・ソビラ荘 10.5m
- ・ソビラ荘裏山 25m以上
- 田代研修センター 21m
- 役場 3. 5 m(役場屋上地上高 13. 1 m)

・別 表 1 「本部組織の系統図」



幼児センター班の役割

- 1. 幼稚園、保育園児の避難に関すること。
- 2. 施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策等に関すること。

警戒レベル

警 戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報 洪水に関する情報	防災気象情報
5	既に災害が発生。 命を守るための最善 の行動をとる ※町が発令	緊急安全確保	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報 (浸水害) ・洪水キキクル(危険度 分布)「災害切迫」(黒)	・大雨特別警報 (土砂災害) ・土砂キキクル(危険 度分布)「災害切迫」 (黒)
4	危険な場所から 全員避難 ・指定緊急避難場所 への立ち退き避難 ・災害が発生するお それが極めて高い 状況のため緊急に 避難 ※町が発令	避難指示	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(危険度 分布「危険」(紫)	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(危険 度分布)「危険」(紫)
3	<u>危険な場所から</u> 高齢者等は避難 ・高齢者等は立ち退き避難 ・その他の人は立ち 退き避難の準備を し、自発的に避難	高齢者等避難	・氾濫警戒情報・洪水警報・洪水キキクル(危険度分布)「警戒」(赤)	・大雨警報 (土砂災害)・土砂キキクル(危険 度分布)「警戒」(赤)
2	避難に備え自らの避 難行動を確認 ※気象庁が発表	洪水注意報 大雨注意報	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(危険度 分布)「注意」(黄)	・土砂キキクル(危険 度分布)「注意」(黄)
1	災害への心構えを高 める ※気象庁が発表	早期注意情報 (警報級の可 能性)		

【別表2】防災計画第3章第3節 職員の動員配備の1「非常配備体制」

1 非常配備体制1)配備計画

非常配備の種別、配備基準及び配備内容は次のとおりとする。

区分	体制	配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部の設置前	第 1 非 常配 備	 1. 気象、地象及び水象に関する情報 (警報)を受けたとき。 2. 震度4以上の地震が発生したとき 3. その他町長が必要と認めたとき 	情報収集及び連絡のため総務司令部指令班、建設水道部土木班及び建築班、産業部、必要により連絡調整部広報班及び上記以外の各部担当班の少数の人員をもってあて、状況により直ちに次の配備体制に移行できる体制をとる。※ただし、震度4以上の地震が発生した場合は、建設水道部上水道班及び下水道班(必要により全部員)も配備する。
設置前	第 2 非 常配 備	1. 局地的な災害の発生が予想される場合または災害が発生したとき 2. 総雨量が150mmを超えたとき 3. 震度5弱以上の地震が発生したとき 4. 津波注意報が発表されたとき 5. その他町長が必要と認めたとき	各部長、各班長及び総務司令部、連絡調整部、建設水道部土木班及び建築班、産業部、の全部員をもってあて、町内主要部分のパトロール及び軽微な災害に対応できる体制をとる。 ※ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合、全部員は自主的に登庁し、災害に対応できる体制をとる。
部の設置後	第 3 非 常配 備	1. 災害対策本部設置基準による	災害対策本部の全員をもってあて、災 害応急活動を実施する体制をとる。

(備考)

- 1. 「震度」とは、気象庁が発表する様似町の震度を用いるが、欠測等があり様似町の震度が発表とならない場合は、浦河町の震度を用いるものとする。
- 2. 「雨量」とは、町内に設置され、随時確認できる雨量計(第6章第2節21水防計画に掲げる雨量観測所など)のうち、いずれかの数値を用いるものとする。
- 3. 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

■緊急災害時におけるセンター内対策本部の設置について

(1) 出勤前

バス出発前の対策本部	
組織者	センター長・事務長
和和红	園長・主幹・係長・主任
・状況によっては、午前6時頃より行動	

- ・状況によっては、午前6時頃より行動開始することもあり得る。
- ·情報収集·状況判断
- ・登園バス運行及び中止の決定
- ・ 当該家庭、酒井運送への電話連絡
- ・町教育委員会への連絡

(2) 出勤後

バス出発前の対策本部		
組織者	センター長・事務長	
和飛行	園長・主幹・係長・主任	
• 通報受電	意、情報・状況把握	
(区間・禁止時間等)		
対策措置の決定		
・園内職員への連絡		
・当該家庭への電話連絡		
町教育委員会への連絡		

【別表3】時間帯別避難行動手順確認表

≪津波の場合≫

時間帯区分	バス・車での過	Ĕ難が可能な場合	バス・車での避難が困	難な場合
通常保育時	〇田代研修センターへ避難【バス2台】		〇状況により次の場所・ 避難する	へ徒歩で
8:00~15:30	※バスが 1 台しかない バス及び職員の車若		①岡田共立興産 ②役場3階以上 ③ソビラ荘裏山	
早朝保育時 7:30~8:00	〇田代研修センターへ ※職員の出勤状況によ	避難【職員の車で避難】 り判断	同上	
パス送迎時	○バスは近くの安全な高台に避難 ※別表5参照		同上	
延長保育時 15:30~18:00	〇田代研修センターへ避難【バス及び職員の車で避難】 ※職員の出勤状況により判断		同上	
	◆小学校側堤防	◆錦町側堤防	◆園周辺・大通方面	
散歩時 9:15~11:00	【徒歩で避難】	【徒歩で避難】	【徒歩で避難】	
	<u>〇岡田共立興産</u>	① 岡田共立興産 ② ソビラ荘裏山	 ① 岡田共立興産 ② 役場屋上 ③ ソビラ荘裏山 	
		※状況に応じて避難先を判断	│ │ ※状況に応じて避難先を判断	

≪洪水の場合≫

役場2階以上へ避難する(状況に応じて避難先を判断)。

○小中学校休校の場合

悪天候、災害発生により小中学校が休校になった場合、それに準じてセンターも休園になる。

○保育時間中の災害対応について

- ■地震発生後の対応
 - →家庭と連絡を取り合い、安全を確認した上で迎えに来てもらう。

【別表4】台風・風水害時の対応

1/3/3	【別衣4】口風・風小音時の対応				
1)	第一次警戒体制(警報発令時)	○センター長に指示体制の一本化 (気象台発表の大雨警報等が発令された場合)・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報収集と職員への情報周知・施設周辺の点検			
2	第二次警戒体制(避難に備えた体制)への移行準備	・備蓄物資の数量確認・浸水の恐れのある場合、備蓄物資、衣類、寝具等の生活用品を高い場所へ移動・ガスの元栓、電熱器具の電源等の安全確認を行う			
3	第二次警戒体制(避難に備えた体制)	○第二次警戒体制への移行時期を決定する(園長)・気象情報・土砂災害警戒情報・消防団等の情報・降雨状況、河川水位○避難に必要な警戒要員の確保(園長)・出勤可能な職員への参集指示			
4	災害発生が懸念される場合の保護者対応	・入園時、新年度スタート時に周知 【周知内容 ※入園のしおりに記載】 →台風上陸により天候の悪化が予想される場合、電 話で早めに降園をお願いすることがある			
(5)	園舎外整備	○天候が悪化する前に行う・強風にあおられ飛ばされそうな物、飛ばされると危険が及ぶ物を物置等に片付ける			
6	職員体制、電話連絡等	 ・センターの近所に住む職員が早めに到着できるよう 心掛ける ・職員配置を考え、無理をして出勤しなくてよい体制を とる。できれば前日から休みを決めておくとよい ・職員の緊急連絡先を確認する ・登園時に風雨が激しく、職員が自宅待機になった場合、天候の回復状態により、すぐ出勤できるように準備しておく。「休み」ではないことを確認しておく ・翌日の後片付けも考慮し、勤務体制を組むようにする 			
7	後片付け	 ○園舎内外の確認 ・雨漏りの有無 ・窓ガラスや金属の破片が落ちていないか ・落ち葉、木の枝等の撤去、掃除 ○インフラ設備の機能・安全性の確認 ・ガス、水道 ・電気→電気系統に浸水被害があった場合、専門業者による点検を行い、安全確認されるまで通電させてはならない ○園内浸水があった場合 ・防疫薬剤の散布等、衛生管理に必要な措置を講じる ○施設に異常がある場合 ・専門家による応急危険度調査の実施 			

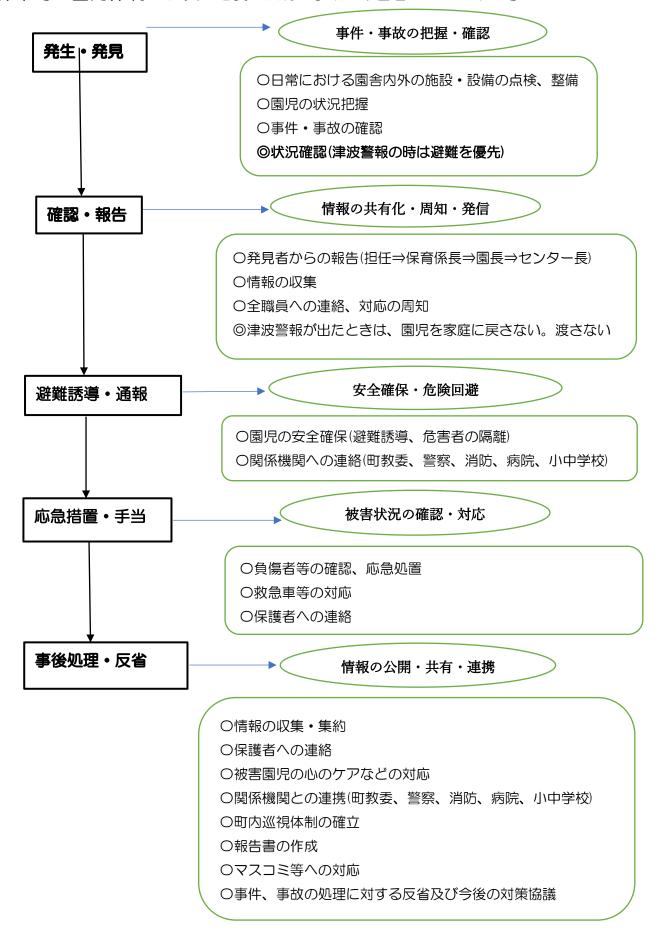
【別表5】災害発生に伴う通行止め等の緊急時における通園バスの登降園運行について

1	役場から、通行止めの区間、時間の連絡が入った時。	園から、通園バス利用家庭に連絡する。		
2	朝の通行止め連絡が、7時30分までにあった時	運行しない。		
3	すでにバスが発車した場合	電話で連絡をとり、途中から引き返すこともあ り得る。		
4	降園時の通行止め	通行止めになる1時間前に連絡が入るので、直 ちに送り届ける手配をする。		
5	降園できなくなった園児への対応	状況によっては、当該園児の宿泊も念頭に入れ ておく。その場合、翌朝の交通止め解除を持っ て、当該園児を早退させ家庭の保護下におく。		
6	平宇・冬島の園児について	通行止めが実施されても登降園ができるので、 気象の状況を考慮して決定する。 (冬島、泉宅前ゲート又は幌満橋ゲートが閉まる)		

[※]役場からの連絡が遅れる場合が想定されるので、消防・警察官駐在所・道路管理維持事務所・ゲート付近住民等から、的確な情報を得るように努める。

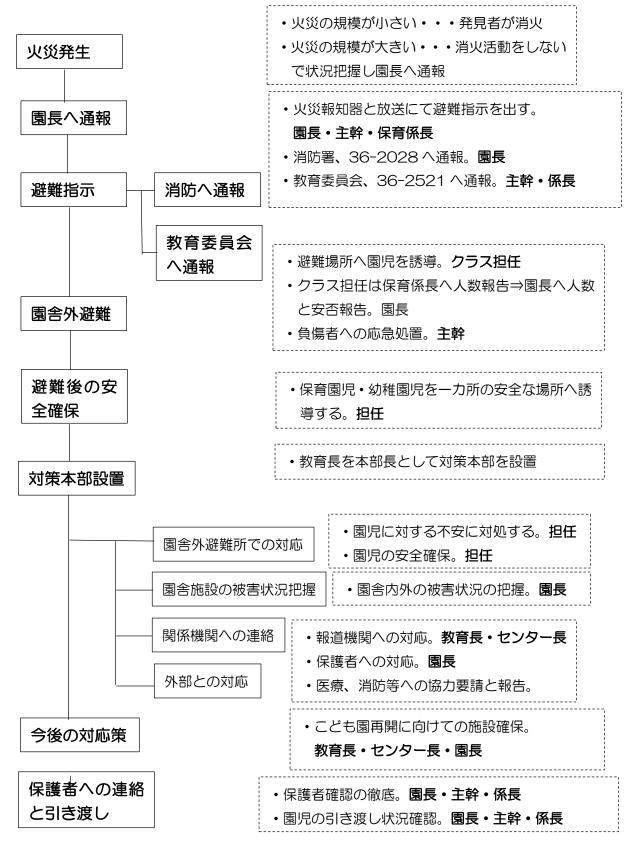
[※]バス業務委託者と災害時の運行について、事前にマニュアルに沿った連携を深めて、心づもりをしておく。

非常時の園内体制 (火災・地震・疾病・事故・不審者・アレルギー等)



防災組織

<火災対応>



【令和7年度】様似町立幼児センター火災予防組織

管理について権限を有 す る 者

秋 山 寛 幸

防火管理者

澤 井 日出晴

- 防火担当の責任者吉 田 博 文澤 井 日出晴
- 防火管理の責任者は、各火元責任者及び一般の火気 (器)、 電気配線、危険物等防火管理責任を分担する。
- 建築物等の検査班 南 美穂子 成 田 陽 子
- 建物内外の防火的な位置、構造、使用状況、防火戸、排煙口等の管理及び検査の任に当たる。
- ■火気使用施設検査班 角 井 十 巻 金 子 真 紀 高 田 美 里

炊事器具、採暖用器具、燃料置場、灰捨て場、喫煙 所等の火気使用箇所の管理及び検査の任に当たる。

■電気設備検査班 猪 股 拓 也 外 崎 百 子 蘇 田 海 里

電気主任技術者と連携をとり、電気配線、電気器具等の火災予防管理及び検査の任に当たる。

■ 危険物(準危険物)検査班 澤 井 日出晴 小 野 大 憂 内 海 寿

危険物取扱者と連携をとり、安全管理及び検査の任 に当たる。

■消火器設備点検整備班 福 士 知 加 砂子澤 美 咲 佐々木 理 恵

消火器、屋内消火栓等の機能及び障害物除去の管理 及び検査の任に当たる。

■警報設備設備検査班 児 玉 麻奈未 砂子田 里 美 山 崎 友香利

避難階段、非常口、梯子等の点検整備の任に当たる。

【令和7年度】様似町立幼児センター自衛消防組織

自衛消防隊長

 秋 山 一 実

 南 美穂子

自衛消防副隊長

角井十巻

-通報連絡班

■ 連絡係 美穂子

金 子 真 紀

南

火災を消防機関に通報連絡の任に当たる。

■警報器具係 南 美穂子 角 井 十 巻

非常警報器具を通じて火災の周知の任に当たる。

-避難誘導班

■ 誘導係

猪股、内海、成田、永坂 山崎、蘇田、中村、小野 福士、高橋、砂子澤、高田 砂子田、竹内、外崎、渡邉 火災時における避難者の誘導に当たる。

■救助係

南美穂子澤井日出晴猪股拓也

出火と同時に建物内部の人命救助を行い誘導係に協力又は、要救助者がある時はその 救助に当る。

-消火班

■ 放水係

佐々木 理 恵 加 藤 まゆ ・ 山 晶 菜 美 福 岡 菜 美

消火器、消火栓により初期注水消火に当たる。

■ 機械係

角井十巻吉田博文

消防ポンプ、消火栓等の機械類の運用操作に当たる。

■ 警戒係

南 美穂子 古 田 博 文

重要物件の非常持出しと飛び火、その他盗難等の警戒に当たる。

■ 救護係

 負傷者、被救助者の応急救護に当たる。

令和7年度 避難訓練予定表

4月10日(木) 9:40	10月9日(木) 9:40
・火災⇒幼稚園洗濯室出火・消防職員指導の下実施	・ 火災 ⇒ちゅうりっぷ組給湯室出火 ・消防職員指導の下実施
5月8日(木) 9:40	11月6日(木) 10:00
・地震→2 次災害回避のためバスで 田代研修センターへ避難。	・ 地震 〜戸外活動中に発生する地震 を想定
6月12日(木) 9:15	12月11日(木) 9:15
・室内あそび中に町内に不審者が 出没したことを想定した訓練	・ 園内への不審者侵入を想定した訓練 ・室内遊び中の避難方法を知る
7月10日(木) 9:30	1月8日(木) 9:15
・地震→2 次災害回避のため、役場屋上へ	• 地震 →室内遊び中の避難方法を知る
避難する訓練	
8月7日(木) 14:30~	2月12日(木) 9:15
・地震~おつきさまグループのみ	・竜巻避難~
	保育室内から園内避難場所へ避難する
9月11日(木) 9:40	3月12日(木) 9:15
・ 台風 →避難準備発令、ソビラ荘に避難	・地震から火災へ
(到着後バスから降りない)	⇒幼稚園厨房からの出火を想定 ・子どもには伝えず訓練する